

別表 1（第 3 条関係）

事業内容

事業主体	(1) 農泊地域（農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の既採択団体） (2) 農泊事業者等が組織する団体等 ・協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。）又は農業者団体等（次に掲げる事項を定めた規約等を有する団体をいう。） ア 目的 イ 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 ウ 意思決定方法 エ 解散した場合の地位の継承者 オ 事務処理及び会計処理の方法 カ 会計監査及び事務監査の方法 キ その他運営に関して必要な事項 ・複数の農泊事業者が共同で申請する場合
補助率	定額(上限 5 0 万円)
補助対象経費	報償費、旅費、食糧費、一般需用費、保険料、一般役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が認める経費
使途の例	有識者からの意見聴取、現地調査、優良事例調査、会議等に使用する飲料水に要する経費（水、お茶に限る）、熱中症や脱水症状を防止するための水分補給に要する経費、事務用品、印刷製本、燃料費、取組みに必要な資料等購入、通信料、広告料、商談会への参加費、バイヤー等への営業に係る費用、モニターツアーの実施に係る費用、取組みに必要なほ場管理費、取組みに必要な委託、会場・高速使用料、ほ場借上料、取組みに必要な機械等リース、取組みに必要な材料費、研修参加費等

別表２（第３条関係）

採点基準

選定要素	評価の視点
ア 実施体制	・事業の遂行に必要な体制を有していること（人員の確保、関係者間の役割分担が出来ていること） ・事業の主要な部分（又は経費の大半）を委託する内容でないこと
イ 事業の趣旨	・本事業の趣旨を理解しており、事業内容が趣旨に沿っていること ・より多くの関係人口を創出する取組みであること ・地域への波及効果が見込めるか（取組みの成果の多くが個人等の利益に帰結することが無い） ・関係人口の創出から発展して二拠点居住や移住定住につながる可能性のある取組みかどうか（加点要素）
ウ 計画と実現性	・計画に具体性があること ・実施（実現）が可能であること
エ 経費	・経費が事業趣旨に合致すること ・他の補助事業との重複が無いこと（同一内容に対する二重補助が無い） ・対象経費が市場単価と比べ著しく妥当性を欠くことがないか ・対象外経費が含まれていないこと（補助事業者が所有する施設等の維持管理費や補助事業者等が有するほ場や機械の借り上げ等に要する経費等は対象外）
オ 発展性	・補助金終了後を見据えた持続性のある取組みかどうか ・申請が初年度で無い場合、前年度より発展した取組みであるかどうか
カ 県施策との連携（加点要素）	・「こどもまんなか熊本」に繋がる取組みである ・主な活動地域が中山間地域等である ・「農村ＲＭＯの形成」に繋がる取組みである
キ その他	・提案は１補助事業者１企画であること（類似企画を類似構成員で複数申請していないこと）